

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成22年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成22年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された1,123事業所

ア 漁業	サ 学術研究，専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業，採石業，砂利採取業	シ 生活関連サービス業，娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育，学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療，福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業，郵便業	
ク 卸売業，小売業	
ケ 金融業，保険業	
コ 不動産業，物品賃貸業	

② 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種，その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から243事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員 初任給関係の調査職種759人，初任給関係以外の調査職種11,326人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、89,077人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	210事業所	83事業所	90事業所	37事業所
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	6	3	2	1
製 造 業	125	51	50	24
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	38	12	17	9
卸 売 業 ， 小 売 業	14	7	6	1
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	7	1	6	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	20	9	9	2

(注) 1 上記調査事業所のほか，調査不能の事業所が33あった。

2 「500人以上」とは，企業規模500人以上で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人以上500人未満」とは，企業規模100人以上500人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人未満」とは，企業規模50人以上100人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所をいう。

第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・ 技 術 者 計	大 学 卒	196,288 ^円	200,676 ^円	190,860 ^円	194,080 ^円
	短 大 卒	176,031	181,844	168,377	X
	高 校 卒	158,263	160,099	155,880	X
新卒事務員	大 学 卒	191,973	195,913	186,085	200,000
	短 大 卒	168,610	182,250	159,271	—
	高 校 卒	156,020	159,867	151,560	—
新卒技術者	大 学 卒	201,130	205,709	197,351	190,133
	短 大 卒	180,244	181,681	177,789	X
	高 校 卒	159,984	160,265	159,763	X

(注) 1 金額は，きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除いたものであり，採用のある事業所について平均したものである。

2 大学卒には修士課程，博士課程の修了者は含まない。

3 「X」は調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 企業規模別，職種別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	51.3	544,331	10,570	533,761
	工 場 長	31	52.4	730,155	111	730,044
	事 務 部 長	212	53.8	620,472	381	620,091
	技 術 部 長	415	53.6	652,155	474	651,681
	事 務 部 次 長	36	52.9	581,185	1	581,184
	技 術 部 次 長	26	50.1	543,841	390	543,451
	事 務 課 長	518	49.0	537,125	4,259	532,866
	技 術 課 長	1,129	49.4	566,665	5,082	561,583
	事 務 課 長 代 理	73	46.2	469,935	37,737	432,198
	技 術 課 長 代 理	190	47.3	486,796	35,065	451,731
	事 務 係 長	594	45.0	444,669	74,760	369,909
	技 術 係 長	979	44.3	487,907	108,395	379,512
	事 務 主 任	336	40.7	369,716	48,572	321,144
	技 術 主 任	558	43.4	461,803	108,041	353,762
	事 務 係 員	2,289	36.2	296,827	32,902	263,925
技 術 係 員	2,733	35.6	355,722	71,831	283,891	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表 2 規模500人以上，本表 3 規模100人以上 500人未満及び本表 4 規模100人未満の対応級欄 参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	

2 規模500人以上

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	50.4	514,014	0	514,014
	工 場 長	23	53.2	763,876	105	763,771
	事 務 部 長	132	54.0	672,245	553	671,692
	技 術 部 長	337	53.5	676,868	456	676,412
	事 務 部 次 長	20	51.6	646,085	2	646,083
	技 術 部 次 長	8	52.7	631,495	332	631,163
	事 務 課 長	378	48.7	569,990	3,849	566,141
	技 術 課 長	878	49.5	583,468	4,649	578,819
	事 務 課 長 代 理	32	45.3	552,381	50,801	501,580
	技 術 課 長 代 理	120	47.9	520,224	42,415	477,809
	事 務 係 長	390	45.5	478,344	93,911	384,433
	技 術 係 長	820	44.3	496,955	114,612	382,343
	事 務 主 任	216	41.6	397,770	60,931	336,839
	技 術 主 任	346	43.9	479,618	113,474	366,144
	事 務 係 員	1,187	36.0	316,284	41,049	275,235
	技 術 係 員	1,822	35.5	368,467	79,268	289,199

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 9 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 7 級， 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級， 6 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級， 4 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級， 4 級）
	行政職給料表 1 級

3 規模100人以上500人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	52.5	582,218	23,778	558,440
	工 場 長	7	51.1	682,836	141	682,695
	事 務 部 長	72	53.7	549,146	162	548,984
	技 術 部 長	61	53.6	577,027	342	576,685
	事 務 部 次 長	16	54.3	508,750	0	508,750
	技 術 部 次 長	15	48.5	523,280	277	523,003
	事 務 課 長	129	49.7	460,478	5,718	454,760
	技 術 課 長	189	49.1	492,365	10,326	482,039
	事 務 課 長 代 理	41	46.6	432,779	31,850	400,929
	技 術 課 長 代 理	58	46.5	456,242	29,815	426,427
	事 務 係 長	169	43.5	388,318	40,478	347,840
	技 術 係 長	123	44.0	416,656	50,722	365,934
	事 務 主 任	103	39.1	333,057	29,041	304,016
	技 術 主 任	171	41.6	401,071	85,514	315,557
	事 務 係 員	908	36.0	280,464	24,084	256,380
	技 術 係 員	769	35.8	315,371	45,167	270,204

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 7 級, 8 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

4 規模100人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 22 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	1	X	X	X	X
	事 務 部 長	8	52.0	547,646	0	547,646
	技 術 部 長	17	55.1	471,814	1,229	470,585
	事 務 部 次 長	—	—	—	—	—
	技 術 部 次 長	3	52.8	474,795	1,012	473,783
	事 務 課 長	11	47.4	437,857	0	437,857
	技 術 課 長	62	47.1	406,073	0	406,073
	事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—
	技 術 課 長 代 理	12	47.0	406,858	10,790	396,068
	事 務 係 長	35	46.3	350,454	31,020	319,434
	技 術 係 長	36	44.8	343,856	36,284	307,572
	事 務 主 任	17	40.6	287,360	30,776	256,584
	技 術 主 任	41	42.7	434,338	114,856	319,482
	事 務 係 員	194	38.3	241,650	18,952	222,698
技 術 係 員	142	35.1	288,699	51,085	237,614	

(注)「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 6 級, 7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

その2 公民給与比較の対象外職種

		調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関係 職種	研究所長	4 ^人	54.0 ^歳	822,850 ^円	0 ^円	822,850 ^円
	研究部(課)長	64	48.6	639,299	236	639,063
	研究室(係)長	48	39.3	480,522	81,868	398,654
	主任研究員	128	45.7	578,754	12,100	566,654
	研究員	148	33.5	379,212	55,979	323,233
	研究補助員	28	36.0	286,120	16,619	269,501
医 療 関 係 職 種	病院長	3	61.2	2,066,067	0	2,066,067
	副院長	6	53.5	1,531,550	23,059	1,508,491
	医科長	19	45.8	1,236,514	52,467	1,184,047
	医師	22	42.2	1,032,440	82,955	949,485
	歯科医師	1	X	X	X	X
	薬局長	6	50.7	552,095	58,552	493,543
	薬剤師	31	30.0	301,083	13,712	287,371
	診療放射線技師	27	33.1	346,399	6,554	339,845
	臨床検査技師	26	38.3	292,760	10,260	282,500
	栄養士	24	34.0	279,178	17,848	261,330
	理学療法士	36	28.1	306,700	23,427	283,273
	作業療法士	33	27.3	299,490	16,748	282,742
	総看護師長	6	54.0	521,616	18,773	502,843
	看護師長	70	44.3	421,803	17,088	404,715
	看護師	165	33.8	325,984	29,858	296,126
准看護師	133	43.0	316,393	38,489	277,904	
教 育 関 係 職 種	大学学部長	1	X	X	X	X
	大学教授	17	57.0	593,447	0	593,447
	大学准教授	12	45.2	456,449	0	456,449
	大学講師	11	48.0	465,071	0	465,071
	大学助教	4	43.0	389,400	0	389,400
	大学助手	13	38.4	343,665	0	343,665
	高等学校校長	3	63.5	654,607	0	654,607
	高等学校教頭	8	60.0	626,450	0	626,450
	高等学校教諭	74	45.3	467,810	0	467,810

備	考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
構成員3人以上の室（係）の長	
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上	
上記院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上	
部下に看護師又は准看護師5人以上	

第16表 民間における定期昇給制度の状況

		定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
		%	%	%	%	%
係 員	計	93.3	44.5	77.0	40.1	6.7
	500人以上	97.1	41.7	74.5	54.2	2.9
	100人以上 500人未満	92.7	51.7	73.4	33.9	7.3
	100人未満	86.8	34.3	90.9	22.0	13.2
課 長 級	計	81.2	35.4	78.2	38.2	18.8
	500人以上	84.7	25.9	79.4	47.2	15.3
	100人以上 500人未満	79.0	45.7	71.7	33.5	21.0
	100人未満	79.0	34.3	89.9	27.7	21.0

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第17表 民間における賃金カット等の実施状況

	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
	%	%
係 員	12.3	6.5
課 長 級	16.6	4.6

(注) 平成22年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第18表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,033円
配偶者と子1人	20,258円
配偶者と子2人	26,002円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

(備考) 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	61.6%
非支給	38.4
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の並数階層	28,000円以上29,000円未満

(備考) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規模計	50.9 %	49.1 %	51.7 %	48.3 %	59.7 %	40.3 %
500人以上	42.4	57.6	43.5	56.5	58.9	41.1
100人以上500人未満	61.4	38.6	60.5	39.5	65.1	34.9
100人未満	46.2	53.8	49.4	50.6	49.3	50.7

第21表 民間における時間外労働等の割増賃金の状況

その1 時間外労働の月60時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱い

時間外労働の月60時間の積算の基礎に 法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	(参考) 適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	74.5 %	61.1 %
法定休日の労働時間を含めない	25.5	38.9

その2 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率

割増賃金率	適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	2.1 %	2.1 %	3.9 %	3.9 %
30%	65.8	67.9	39.2	43.1
29%	—	67.9	—	43.1
28%	—	67.9	—	43.1
27%	0.5	68.4	0.7	43.8
26%	—	68.4	—	43.8
25%	31.6	100.0	56.2	100.0